

鹿児島地方・家庭裁判所委員会議事概要

(地裁第12回/家裁第13回)

1 開催日時

平成21年12月3日(木) 午前10時から午後零時まで

2 場所

鹿児島地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(地裁委員) 江口まさよ, 乙守三千代, 上木原みちこ, 白川哲也, 辰村吉康
土肥章大(委員長), 平島正道, 増田秀雄, 松尾千歳

(家裁委員) 川島葉留美, 鈴木千帆, 土肥章大(委員長), 林 千夏
藤崎竜子, 増田 博, 光安善樹, 村山洋介

4 議事

(1) 新委員自己紹介(川島葉留美, 増田 博)

(2) 議事

別紙のとおり

(○委員長, ■A~M委員, ●事務局, ▲裁判員調整官)

(3) 次回期日

平成22年5月20日(木) 午前10時から午後零時まで

(4) 次回テーマ

「裁判員制度について」

「夫婦関係調整(離婚)等調停事件において, 親権の合意が困難な場合の取組について」

(別紙)

【今回テーマ】

裁判員制度について

- これより議事を始めさせていただきます。

本日の委員会では、裁判員制度をテーマに取り上げることにしています。御承知のとおり、当庁におきましても11月24日から26日まで、県内第1号の裁判員裁判が実施されましたので、後ほどその御報告もさせていただく予定です。

本日の具体的なスケジュールは、最初に、「裁判員裁判の実施状況等」について説明をさせていただき、その後、説明した内容や既に実施されている裁判員裁判に関する御意見や御感想をお伺いした上、引き続き、「今後の広報の在り方」について、御協議いただきたいと思います。

それでは、裁判員裁判の実施状況等について、事務局及び裁判員調整官から説明いたします。

- 1 裁判員裁判の実施状況について
- 2 全国第1号事件について
- 3 九州第1号事件について
- 4 有識者懇談会等（アンケート結果）について
- 5 世論調査について

▲ 当庁の実施状況について

(以上、概要を説明)

- これまでの説明に関する御意見、御感想でも構いません、あるいは、これまでに全国で相当数の裁判員裁判が実施され、その様子が報道されていますが、どのような感想を持っておられるのか、御意見も含めて御発言いただきたいと思います。どなたかいかがでしょうか。

- A 鹿児島県の第1号事件の手續について、41名の候補者に呼出状を出され、その内6名の候補者が出頭できなかったわけですが、裁判所としては、それに対してどういう措置を執ったのか教えてください。

▲ 過料等の措置は執っていません。

- A 制裁を科すとかの問題よりも、出頭の要請があっても、行かなくても済むという考

え方が広まるのが心配です。

- B 全国、あるいは鹿児島で裁判員裁判が開始されましたが、私たちは、裁判の内容よりも裁判員の感想の記事に興味があり、その中でも、裁判員の方が、「内容が分かりやすかった。」という記事が多く載っていました。

裁判に携わるプロの方々が、試行錯誤しながら分かりやすく説明してくださっているからだと思いました。

記者会見の中で、「とても、いい経験でした。」という意見があるのですが、実際、「やりたくない。」という裁判員の方はいなかったのだろうかと思いました。

また、今後、判決の内容によっては、裁判員の心のケアなどが必要になるのではないかと思います。

- A 鹿児島の第1号事件については、事実関係に争いがなく予定どおりに行われましたが、今後、事実関係に争いがある場合はうまくいくのかなと感じました。

- C 今回の鹿児島の第1号事件は、事実関係に争いがない事件でしたが、今後は物証が少なく事実関係に争いがあったり、死刑も予定されている事件等が審議された場合に、裁判員にかかるプレッシャー等のケアを考えなければならないと思います。

また、「裁判員をやってよかった。」、「やりたくない。」という両極の意見があり、ギャップが感じられましたから、今後は、このギャップを埋めることを検討してほしいと思いました。

- D 今回の第1号事件は、見ていて非常に分かりやすく、制度が活かされていたと思いました。

記者会見に関しては、裁判所の方から裁判員の方へ説明いただいたおかげで、裁判員が全員出席しての記者会見が行われました。制度定着と裁判員裁判の意味を広く知ってもらう意味でも、今後は、記者会見が非常に重要な場になってくると感じました。

- E 裁判員の方が、この裁判員裁判の3日間悩み、また、判決までやり遂げたことは、今後の人生に対する考え方も変わって来るのではと思います。裁判員制度自体、非常によい制度と理解しました。

心療内科等にかかっている方も、病気の一つとして辞退を認める方向で考えてもらいたいと思います。

- 健康面も含めまして、身体上、精神上又は経済上の重大な不利益が生ずると認められる場合には、辞退できることになっていますが、最終的には裁判体が判断すること

になります。

- F 裁判員裁判は、素人の方に、事件の内容を理解していただくことが重要です。
この制度は、市民参加の制度であり、義務ではなく権利だと思います。
- G 第1号事件の裁判員裁判が実施されるまでの、検察庁と弁護士会の勉強会等の準備状況を教えてください。
- H 検察側の準備といたしましては、プレゼンテーションの練習を何回か繰り返し行いました。
- F 日弁連の方達の協力を得て勉強会を行ったり、全国の裁判員制度を考える委員会の中で研修を何回か行いました。
- I 裁判員裁判で、否認事件になった場合の裁判日数や、また、長引いた場合の裁判体の途中交代もあり得るのか気になります。今後は、いろいろ難しい問題が出てくるのではないかと心配です。
- J 準備状況としましては、不安もありましたが、国民の幅広い層から受け止められるよう今後も努力して行かなければならないと考えています。
- F 私、個人といたしましては、検察庁の方が有利で、弁護人は不利だと思います。なぜならば、新聞紙上等に掲載された時点で、一般国民の方々は、被告人が悪いと思う先入観を持たれるので、弁護人は不利な立場にあることを理解してほしいです。
- A 裁判員の守秘義務の点あまり報道で問題にならなかったように思います。
- D どこまでが守秘義務なのか、例示はありますが、まだまだ範囲が曖昧だと思います。また、どこまでが感想なのか、意見なのか、評議の秘密なのかの線引きが確定されていません。
守秘義務で、罰則（懲役刑等）があると裁判員に心理的負担が大きいので、3年後の制度の見直しの中で、守秘義務の範囲を検討していく必要があると思います。
- K 選任手続期日の出席率が85%を超えたということに驚きましたが、鹿児島県の第1号事件で不出頭だった方に対し、何らかの措置をしなければ、選挙権のようになるのではないかと心配です。
法定刑に死刑が予定されている事件が裁判員裁判になった場合は、裁判員等に精神的不安が出てくると思われるので、精神的ケアをしていく必要があると思います。
- 裁判員・補充裁判員になった方には、メンタルヘルスサポートの窓口をお知らせしていますし、全国47都道府県に設置されている医療機関等の紹介も行っています。

- L 最近の薬物関係の刑事事件で、執行猶予が付くものがありますが、実刑になって治療を行い更生した方が、治る可能性が高くなるのではないかと思います。

また、裁判員裁判が2、3日で済むのはなぜですか、教えてください。

- 裁判員裁判の場合は、公判前整理手続を何回か行っていて、手続の中で、検察官及び弁護人が主体になって、主張や証拠の整理を行っています。

裁判員の負担を考慮し、できるだけ短い日数で審理に参加していただくようになっています。

今までの意見・感想の中で、お知らせしたい事がありましたら、M委員からお願いします。

- M 一般の方と真剣に評議してみて、私たち自身も、「刑とは、何のために科すのか。」「刑事裁判は何のためにあるのか。」などについて、改めて深く考え直すことができました。

また、判決の言い渡し時、被告人から「ありがとうございました。」との言葉があった時には、裁判員の方々と一生懸命やった成果であると思い、感動いたしました。今後も、本日の意見等を踏まえ、部内で協議し、裁判員の方々に「参加して良かった。」とっていただけるように頑張っていきたいと考えています。

- H委員はいかがですか。

- H 裁判員の方に思いが伝わるか不安もありましたが、これまで、準備してきたことを実際やってみて、結果的には気持ち、伝わったのではないかと思います。

今後も、もっと分かりやすくするために努力して参ります。

- 次に、「今後の広報の在り方」について御協議いただきたいと思いますが、協議のポイントについて、事務局から説明します。

- 先ほど紹介しました世論調査では、全国で裁判員裁判が実施されている状況の中で、裁判員制度自体には一定の評価をいただき、意義あるものとして捉えている人が増加しているにもかかわらず、裁判員を務めたいという人はほとんど増加していないという結果が出ていました。この結果を踏まえて、今後この制度を定着させていくためには、裁判所として、どのような広報活動を展開すればよいか、率直な御意見を伺えればと思います。

- ただいまの事務局の説明を踏まえて、御意見等、自由に御発言いただきたいと思います。どなたかいかがでしょうか。

■ I 裁判員になりたいという意欲を持って来る人自体は少ないと思いますが、「やってみて、良かった。」という感想があるから、今までの広報で良いのではないかと思います。

■ A 今後、裁判員裁判が実施されるにつれて、定着していくのではないかと思います。

■ F これまでも、法曹三者の方でしっかりと広報されているので、裁判員制度についてはかなり行き渡っていると思います。

人を裁くには、相当なエネルギーが必要なだけに大変なことです。不出頭の人に制裁を与えれば、根付かなくなるおそれがあります。また、事実認定だけのアメリカの陪審制度みたいになれば、定着していくのではないかと思います。

■ C 裁判員制度は、今はマスコミ等に取り上げられて、広報にも繋がってはいますが、これから先、あまり取り上げられなくなると考えられます。裁判員裁判に問題が生じた場合に取り上げられると、マイナスイメージを与えかねないので、裁判員制度の意義を継続して伝えていくことが必要だと思えます。

○ 長時間お疲れさまでした。予定していた時間が参りましたので、これで協議を終了させていただきます。本日は、貴重な御意見を伺うことができました。今後の取組の参考にさせていただきます。